

介護保険制度のお知らせ

介護保険は、高齢者自身や家族が抱える介護の不安・負担を社会全体で支えあう社会保険制度です。

この制度は、高齢者の方々が、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるように市町村が運営しています。

☎長寿介護課 ☎449、443

介護サービスを利用するには

介護サービスを利用するためには、まず、長寿介護課に申請します。

申請後、認定調査などが実施され、認定審査会において「介護が必要な

状態」であるかどうか、また、介護が必要である場合、どの程度の介護が必要であるのかが決められます。

【注意】40歳から64歳までの方は、「特定疾病が原因により介護や支援が

必要な状態」となった方のみが申請可能です。特定疾病以外の疾病が原因である場合は申請対象になりません。なお、対象となる特定疾病は主治医に確認してください。



申請からサービス利用までの流れ

① 申請

長寿介護課に申請してください。
本人、家族が申請に行くことができない場合は、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設などに申請代行をお願いします。

② 審査・判定

訪問調査、主治医意見書の結果をもとに、医療・保健・福祉の専門家による「認定審査会」が開催され、どのくらいの介護が必要かを示す、認定の区分が判定されます。
※「介護や支援が必要な状態」であることが認定されるポイントとなります。必要性がないと判断された方については、非該当と判定されます。

③ 結果通知

原則として、申請から30日以内に市から認定結果通知書と結果が記載された保険証が郵送されます。
※申請者の状況などによっては、30日以内に認定結果が発送できない場合があります。

要介護状態区分	要介護 5	要介護1～5と認定された方は、介護サービスを利用できます。
	要介護 4	
	要介護 3	
	要介護 2	
	要介護 1	
	要支援 2	要支援1、2と認定された方は、介護予防サービスを利用できます。
	要支援 1	
非該当	非該当の方は介護サービスの利用はできませんが、必要と判断されれば地域包括支援センターが中心となって行う介護予防事業に参加できます。	

④ ケアプラン作成

要介護1～5と認定された方は、指定居宅介護支援事業者一覧の中から事業者を選択しケアプラン作成を依頼します。
※指定居宅介護支援事業者一覧表は、申請時に窓口で配布しています。
要支援1・2と認定された方は、担当する地域包括支援センターから連絡がいきますので、ケアプランの作成を依頼してください。サービスの内容が決まったら、事業者と利用契約をします。

⑤ サービスを利用

ケアプランに基づいてサービスを利用します。サービス利用者負担は原則として費用の1割です。
※介護保険では、要介護状態区分に応じて支給限度額が決められています。上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額が利用者負担となります。

- ケアプラン**：要介護者等の心身状態や生活環境を考慮し、介護サービスの種類や内容などを決めた介護サービスの計画です。
- 指定居宅介護支援事業者**：県の指定を受けてケアマネジャーを配置しているサービス事業者です。利用者が適切な介護サービスを受けられるよう相談を受けたり、介護サービス提供事業者との調整を行います。
- 地域包括支援センター**：地域で暮らす高齢者の皆さんを介護、福祉、医療など、さまざまな面から総合的に支えるために活動しています。市内には、4カ所の地域包括支援センターが設置されています。

介護保険料の決まり方

対象者	保険料	保険料段階
●生活保護を受給している方 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方	年額23,600円 (基準額×0.5)	第1段階
●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	年額23,600円 (基準額×0.5)	第2段階
●世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方	年額35,400円 (基準額×0.75)	第3段階
●世帯の誰かが住民税課税で(本人は住民税非課税)、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	年額43,000円 (基準額×0.91)	特例 第4段階
●世帯の誰かが住民税課税で、本人は住民税非課税の特例第4段階以外の方	年額47,300円 (基準額×1.0)	第4段階 (基準額)
●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	年額54,800円 (基準額×1.16)	第5段階
●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	年額59,100円 (基準額×1.25)	第6段階
●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	年額70,900円 (基準額×1.5)	第7段階
●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	年額82,700円 (基準額×1.75)	第8段階